

実り豊かな生活文化都市



玉穂町・田富町・豊富村合併協議会

新市



将来構想

玉穂町・田富町・豊富村
合併協議会

実り豊かな生活文化都市

chapter
01 将来構想の考え方 2

chapter
02 新しい市を創造する視点 4

chapter
03 地域の課題と特性 6

chapter
04 目指すべき新市像 8

chapter
05 新市づくりの施策 10
①新市の連携の強化 ②新市を創造するプロジェクトの推進 ③身近なまちづくり施策・事業の展開

chapter
06 新市財政シミュレーション 24

Q&A 新市の暮らしQ&A 26



はじめに

玉穂町、田富町、豊富村は、市制を施行して、安定した行財政基盤の確立、行政サービスの維持・向上を目指すとともに、地方分権を担う自治体を創るため、合併協議会を設立し検討を重ねています。

この「新市将来構想」は、新市づくりの方向や、10年後を目指した取り組みを具体的に示して、合併による「新市づくり」のイメージを明らかにするとともに、今後の「新市建設計画」の土台となるものです。

住民の皆様が感じたことや、ご質問、ご意見などを率直に出し合ってください、21世紀を担うにふさわしい、新しい私たちの市を、一緒に創り上げていきたいと考えています。

住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

玉穂町・田富町・豊富村合併協議会

目標年次

合併10年後の平成27年を基本に、概ね20年から30年後の長期的な姿も見据えたものとします。

事業主体

合併特例債を活用した事業を実施する新市を基本に、市町村合併支援プランに基づく国・県、その他特定非営利活動法人(NPO)、第3セクター、民間など、あらゆるものを想定します。

人口フレーム

新市の平成27年における人口は、新市づくり施策の実行による人口増加も勘案し、3万3,500人程度と想定します。



①自律した活力のある市を創る

自己決定、自己責任の基本的な原則の下、地域のことは地域で決めて実行する本格的な地方分権時代を迎えました。

住民に最も身近な市町村は、計画的に行財政改革を進め、一層効率的な行政経営基盤を確立する必要があります。

今後は、公共サービスを行政だけで提供していくことのみならず、専門性や効率性などの観点から、個人、NPO、ボランティア組織などの地域の活動主体と協働・連携して地域を担い、自律した活力ある市を構築していく必要があります。

②自治力の確かな市を創る

住民サービスの維持、向上を図る観点から、地域が主体的に「自治の力」を発揮し、多様化する住民の要望に的確に対応していくことは、住み良いまちづくりの基本です。

このため、専門的な能力を備えた職員の養成や新しい行政課題に対応できる能力を高め、併せて安定した財政基盤を確立することにより、新市づくりに自らの責任で取り組み、自ら解決することができる自治力の確かな市を構築していく必要があります。

③文化度の高い市を創る

これまで、3町村は、それぞれが独自の特色あるまちづくりに懸命に取り組み、発展してきました。今後もこうして築き上げられた基盤と特性を最大限に活かすとともに、一体化を進め、暮らしやすさや癒しの充実を図る必要があります。

この地域は、山梨大学を擁し、豊かな自然や歴史・文化にも恵まれていることから、こうした地域資源を活用し、文化の香り豊かな市を構築していく必要があります。

また、ふるさとの自然に触れ、地域を見つめ直す機会を通じて、この地域に生まれ、住み続けることの誇りを次世代にしっかりと継承していくことも大切です。

現在は、比較的若い世代から構成されていますが、今後高齢化が進行していきます。

このため、次代を担う子どもを安心して育み、少子・高齢化時代を生き抜く、きめ細かい福祉施策の展開や社会基盤の充実などを進めるとともに、生涯学習社会の構築を図り、市民が豊かに生きる文化度の高い市を構築していく必要があります。





①地域の課題

①住民サービスの充実

この地域は、従来からの住民に加えて、新たに居住した住民や外国人の方など多様な人口構成の転出入による人々の流動化が高い地域です。

今後は、高齢者、若者、子育て世代、障害をもつ人など全ての市民に、きめ細やかに対応した総合的で質の高い行政サービスを提供していくことが期待されます。

また、行財政改革を徹底して進めることにより、効率的で質の高い行政サービスの提供が求められています。

②生活や環境への配慮

この地域は、水・緑など豊かな環境に恵まれています。

今後は、こうした地域の資源を次世代に引き継ぐため、良好な田園風景と都市空間との調和が織りなす、うるおいとやすらぎが感じられる生活空間を創造していくことが期待されます。

また、資源の再利用、再活用を図る循環型社会の形成も求められています。

③拠点施設の地域間連携

この地域は、公園、図書館、生涯学習館、郷土資料館などの整備や、地域活性化のための施策等の推進により、魅力ある地域づくりが展開されています。

今後は、これらの施設を連携するとともに、新市を象徴する魅力づくりに取り組むことが期待されます。

④都市機能の集積

この地域は、商工業施設や山梨大学医学部、JR身延線の駅などの都市的機能が集積しており、また、地域内を横断する新山梨環状道路南部区間の開通により、中央自動車道と中部横断自動車道の各インターチェンジへの接続が予定されます。

今後は、ヒトとモノの交流を活かしたまちづくりが期待されます。

⑤教育・文化、スポーツの振興

この地域は、山梨大学医学部が立地し、学生や大学職員、外国人が多く居住しています。

今後は、新市内の情報通信基盤整備を推進し、地域内連携の強化を図るとともに、国際理解教育を進めることなどにより、地域の課題に協働で取り組み、文化度の高い環境を構築する必要があります。

また、山梨大学医学部との連携を強化し、医療・保健福祉・介護サービスなどを総合的に推進する体制づくりが期待されます。

さらに、市民誰もが、いつでもどこでも気軽に文化・スポーツに親しむことができる環境づくりを行うなどにより、市民が自分らしい生き方を選択できる新市づくりが期待されます。



②地域の特性

①河川の多い自然環境

この地域は、甲府盆地の中央南部に位置し、地域内には笛吹川、釜無川、鎌田川、山王川、常永川、浅利川などが流れ、これら河川の支流と相まって、水と緑にあふれる自然環境を有しています。

先人たちは、これら河川の氾濫による水害を乗り越え、今日を築いてきました。

②交通の要衝

この地域は、甲府盆地と地域を結ぶ主要道路が結節する交通の要衝であり、地域内を横断する新山梨環状道路南部区間の開通により、中央自動車道と中部横断自動車道の各インターチェンジへの接続が実現する予定です。

また、JR身延線により、甲府、東京、長野方面のみならず、静岡方面にも利便性を有しています。

③商工業の集積

この地域は、企業進出が活発に行われ、県内の第2次、第3次産業の一翼を担う多くの商工業が集積しています。

これらの企業においては、環境への配慮も意欲的に行われるなど、地域と共存する企業としての取り組みが積極的に行われています。



④付加価値の高い農業の可能性

この地域は、農業が活発に営まれており、トウモロコシ、なす、トマト、花卉などの生産が盛んで、最近では畜産加工品も新たな需要を開拓しています。

交通機関にも恵まれた立地条件にあることから、多様な担い手を確保することにより、優良農地を効率的に活用した付加価値の高い農業の展開と観光との結びつきによる発展の基盤があります。

⑤若い世代が多く住むまち

この地域は、少子・高齢化の傾向が見受けられるものの、県内では若い年齢の住民が多い地域です。

高齢者が若い世代とともに、安心して暮らすことができる環境を整備することにより、暮らしやすい質の高い生活環境を形成する可能性が高い地域です。





玉穂町、田富町、豊富村の合併によって新しい市が誕生し、自治体としての体制は大きく変化し、権限も拡大します。

地域の課題と特性を踏まえ、新しい市が始動する基本的な理念として、自主自律の確立を「能動」、生き活きとしたまちづくりを「躍動」、住みごこの向上を「感動」、市民の行政に対する要望への即応を「機動」と位置づけ、“実り豊かな生活文化都市”を創造していきます。



新市の将来像
実り豊かな生活文化都市

新市づくりの施策

- 新市の連携の強化
- 新市を創造するプロジェクト
- 身近なまちづくり施策・事業の展開

①新市の連携の強化

①道路ネットワークの整備

◎農林道を含めた道路ネットワーク計画を策定するとともに、幹線道路の整備を促進します。

◎新山梨環状道路との連携強化により、市内の骨格を形成する幹線道路の整備を推進します。

玉穂中央通り線、玉穂町道下三條大津線、玉穂町道3169号線、古府中環状浅原橋線、田富西通り線、玉穂・田富線、田富北通り線、田富東通り線、豊積橋、豊富環状線、シルクライン橋、万年橋、環状幹線地域間連絡道路等



②情報ネットワークの整備

◎超高速情報通信網の確立など、情報化社会に対応した基盤を整備するとともに地域内の情報基盤の整備を推進します。

◎各公共施設間をネットワークし、電子自治体の構築を進め、ICカードや防災型統合地理情報システム(注1)(GIS)の活用により、多様化する市民ニーズに対応できる環境づくりを推進します。

(注1) 地図の上にさまざまな情報を付加して情報提供を行うなどの仕組み

◎インターネット活用講座の開設など、市民が情報機器等を使いこなせる環境づくりを推進します。

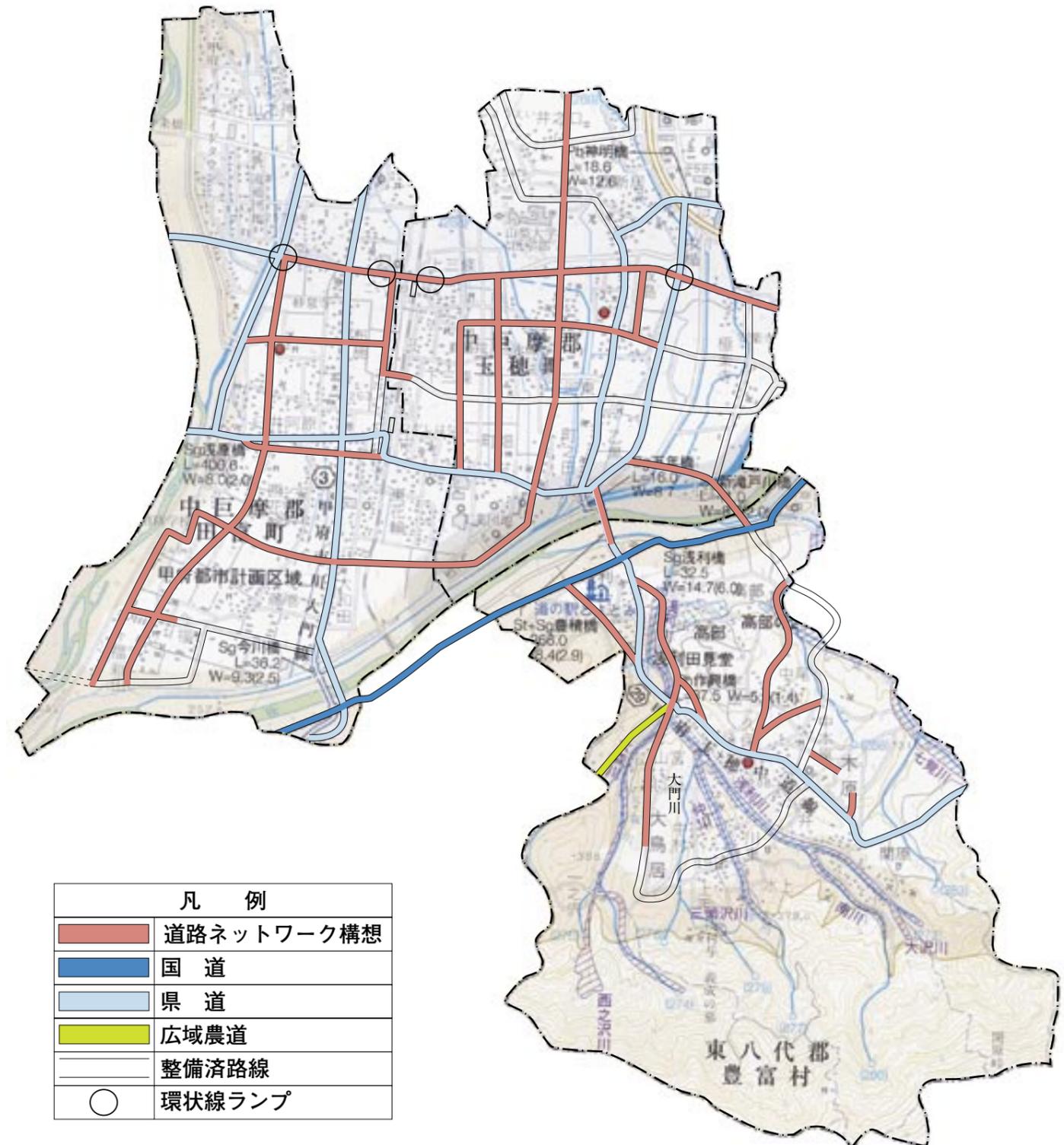
◎休日、夜間の市民サービスの充実を図るため、電子自治体を推進し、電算システムの統合を進めるとともに、市民窓口サービスを充実します。

◎市民参画によるまちづくりなどに情報ネットワークを活用していきます。



道路網や通信網で新市を内外に結び、連携を強化することにより、市民サービスの向上や交流の増進を図ります。

新市の道路ネットワーク構想





chapter 05

新市づくりの施策

②新市を創造するプロジェクトの推進

①山梨大学との連携強化

●山梨大学の統合による学園都市の形成促進

◎山梨大学医学部を中心とした、学園都市としてのまちづくりや交通の拠点整備を進めます。

●山梨大学医学部、医療機関との連携強化

◎地域の医療機関と山梨大学医学部附属病院との連携による救急医療・在宅医療体制の充実を図ります。

②総合防災拠点の整備

●総合防災拠点整備の強化

◎災害に強いまちづくりを進め、地震・洪水等の災害時の避難場所として、総合防災公園や備蓄倉庫の整備を図ります。

◎災害に備えた地図(ハザードマップ)を作成し、安全確保の取り組みを進めます。

◎防災意識を高めるため、総合防災訓練を実施します。

◎防災情報伝達機器の計画的整備や、非常備消防組織体制の強化を図ります。

◎護岸工事、河川改修、急傾斜地崩壊対策事業、地滑り対策事業など、必要な防災対策を強化します。

◎シルクライン橋の新設により、災害時における避難

③土地区画整理事業の推進

●土地区画整理事業の推進

◎新市の都市機能の基盤を形成するため、土地区画整理事業を推進し、計画的なまちづくりを進めます。

◎(仮)玉穂中央ランプ西部地区土地区画整理事業

◎(仮)玉穂町役場南部地区土地区画整理事業

◎(仮)田富町役場周辺土地区画整理事業

④JR身延線駅周辺整備

●JR身延線東花輪駅、小井川駅周辺の整備

◎駅前広場、駐車場、駐輪場の整備など駅周辺の整備や列車増便の促進など駅利用者の利便を向上させる取り組みを進め、新市の顔としての活用を図ります。

⑤公的機関等の誘致、教育施設等の再生・活用の徹底

●公的機関等の誘致

◎市内への公的機関等の誘致について、積極的に働きかけを行います。

●教育施設等の再生・活用の徹底

◎市内の教育施設や市営住宅などの公共施設等の耐震化と再生・活用を、優先的に進めます。

⑥癒しの空間の創出

●自然環境活用事業等の推進

◎中山間地域総合整備事業等により、気軽に里山に親しむ機会を持つことができるよう、農村公園や遊歩道、農林道を整備します。

●シルクの里公園周辺の整備

◎市民が気軽に里山に親しむことができる公園として整備を進めます。

●都市河川、都市公園の整備

◎親水型の河川公園や、地域に身近な公園を整備し、潤いのある生活空間の創造による市民の憩いの環境づくりを進めます。

●笛吹川河川公園の整備

◎笛吹川の河川敷に地域のシンボルとして親しめる河川公園を整備します。また、釜無川左岸の自転車道(サイクリングロード)の整備を促進します。

⑦子育て支援、健やか高齢者支援

●子育て支援の充実

◎次世代育成支援計画を策定します。

◎保育サービスの充実、子育て支援サークルの育成、相談体制の整備を図り、子育てネットワーク組織の基盤強化を促進し、子育て家庭を支援します。

◎延長保育、学童保育の時間延長を図ります。

◎総合児童センターなどの子育て支援拠点を整備し、共働き家庭など昼間保護者がいない児童の健全な育成を図るための場を提供します。

●健やか高齢者の支援

◎高齢者の知恵と経験をまちづくりに活用するとともに、高齢者が生き甲斐をもって暮らすことができるような取り組みを進めます。

◎高齢者の子育ての経験を活かし、子どもと交流する機会を設けます。

◎高齢者の体力づくり運動を進めます。

●保育所のあり方、児童館の統合整備の検討

◎子育て家庭を総合的に支援する観点から、保育環境の向上や利用しやすい保育所のあり方、運営方法、児童館の適正配置等について検討を進めます。

●幼保一体型施設整備の推進

◎就学前の子どもを幼児教育、保育が混合して保育する施設の整備を進めます。

⑧行財政改革の徹底

●市民の視点からの組織・機構の確立

◎市民の視点から行財政計画を策定し、組織や給与等の見直しを進めます。

◎休日、夜間の市民窓口サービスを充実します。

●市民から信頼される行政の推進

◎新市職員の行政のプロとしての意識を高めるため、専門知識の修得や職員研修や窓口サービスの充実のための取り組みを進めます。

◎行財政改革を徹底し、効率的な行財政運営の展開により、市民に信頼される行政の確立に努めます。

●市民自治の振興

◎情報を公開し、市民と情報を共有し、行政の説明責任を徹底しながら参画と協働のまちづくりを進めます。

●24時間リサイクルステーションの開設、拡充

◎24時間リサイクルステーションの開設を拡充します。





福祉・保健・医療

●福祉事務所の設置

◎県からの福祉事務所の権限の移管に伴い、地域福祉の充実・強化を図ります。

●福祉の拠点整備の推進

◎超高齢化社会の到来に伴う、新市における福祉サービスの需要増加に対応するため、既存福祉施設の拡充や改修による施設の有効活用はもちろん、障害者福祉施設、コミュニティセンターなど不足していると思われる福祉施設の建設・整備のほか、総合会館等耐震改修未整備施設においては、耐震大規模改修などを図り、福祉拠点の充実を多角的に図ります。

●(仮)地域包括支援センターの建設

◎現在国で検討中の「総合的な介護予防システムの確立」や「ケアマネジメントの体系的な見直し」を踏まえ、地域福祉における総合的なマネジメントを担う地域包括支援センターを設置します。

●高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の見直し

◎高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の見直しを行い、高度化する福祉需要に迅速に対応できる体制を整えます。

●総合的な保健・医療福祉・介護サービス体制の確立

◎医療福祉、介護サービスが一体となって、地域医療、地域福祉を総合的に支える体制の整備を図ります。
◎乳幼児、小学生、高齢者の医療費の軽減について検討を進めます。

●地域福祉、高齢者福祉の充実

◎福祉団体、ボランティア団体等と連携し、多様な福祉需要に対応できる人材の確保に努めます。
◎市民参加型の福祉活動を推進し、支え合いによる地域福祉を実践します。
◎高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、活動の場の確保を図ります。

●地域みんなで支え合う、人にやさしいまちづくりの推進

◎すべての市民が地域のふれあい、支え合いの中で健康に暮らせるよう、相談体制や各種検診を充実します。また、障害をもつ人や高齢者が安心して充実した生活を送ることができるよう、介護予防、地域密着型のサービスの充実を図り、地域全体で支えるまちづくりを目指します。
◎女性と男性が、持ち味を活かして等しく社会に参加できるよう男女共同参画の取り組みを進めます。
◎バリアフリー、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。



環境

●循環型社会の確立

◎家庭や事業所から排出されるごみの分別と減量化を推進します。
◎太陽光、水力、バイオマス等大気を汚染しないエネルギーの活用促進に努めます。
◎子どもたちが環境について学ぶ取り組みを進めます。
◎公用車に低公害車を導入し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

●リサイクル意識の醸成とごみの減量化、再資源化活用

◎家庭用生ごみと下水道汚泥を融合処理するシステムの導入により、コンポスト化に取り組み、ごみの減量化、再資源化などを推進し、処理したごみを有機肥料として活用します。

●森林活用計画の策定

◎市民が森林に親しみ、森林を保全・活用するための森林活用計画を策定し、市民の森づくりを推進します。

●バイオマスエネルギーを活用した温泉・プール施設、産地直売所の建設

◎バイオマスエネルギーを活用した温泉・プール施設、産地直売所の建設など循環型農業を展開する拠点施設を整備します。

ほじょう

●耕畜連携推進事業

◎耕種農家と畜産農家が連携し、堆肥舎から圃場へ良

安全・安心

●防犯・防災体制の強化

◎安心して暮らせる環境づくりのため、自主的な防犯・防災体制組織の確立を地域全体で進めます。
◎幹線道路や生活道路へ街路灯・防犯灯を設置します。

●防災行政無線の整備

◎防災情報伝達機器のデジタル化などを計画的に整備します。

●耐震診断の実施

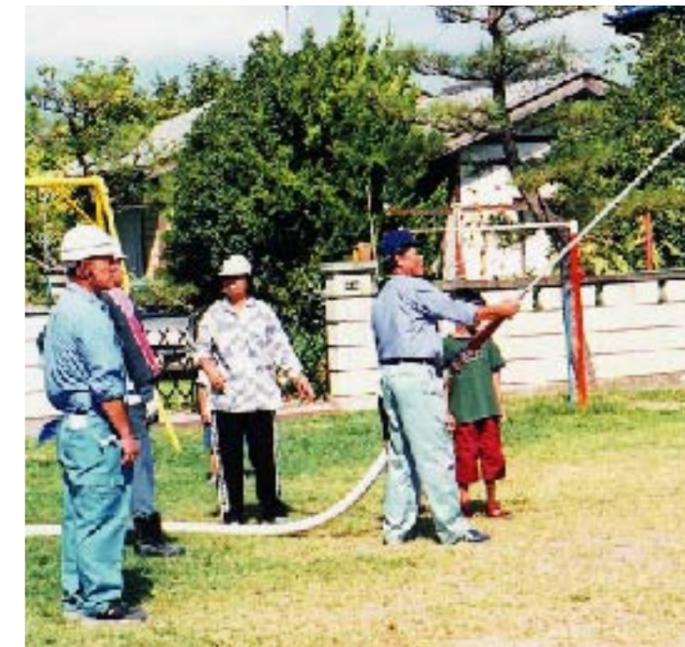
◎災害に強い新市づくりを推進していくため、個人住宅等の耐震診断を実施します。

●耐震性防火水槽(飲料水用)設置の推進

◎耐震性防火水槽(飲料水用)の設置を進めます。

●消防車両等の整備

◎消防車両等必要な装備の計画的な整備を推進します。





生活基盤

●道路・交通機関の利便性の向上

- ◎生活道路の整備を推進し、地域内道路の連絡を充実します。
- ◎JR身延線の各駅、山梨大学、商業施設、公共施設など、地域内を循環するコミュニティバス、コミュニティタクシーの導入を検討します。

●上下水道、案内板、街路灯など暮らしの基盤の整備

- ◎上下水道等の整備を進め、全域完備を目指します。
- ◎わかりやすい、統一した案内板づくりを進めます。
- ◎地域環境に調和した街路灯の整備を進めます。

●住環境等の整備推進

- ◎高齢者や障害をもつ人にやさしく、若い世代が使いやすい住宅づくりを進めます。
- ◎景観形成計画などまちづくりのルールを定め、美しい景観づくりを進めます。
- ◎魅力ある市街地の形成に努め、快適な生活環境空間を創造します。

●市営住宅建て替え事業の推進

- ◎老朽化が著しい公営住宅の建て替えを行い、住環境の充実に努めます。



住み慣れた地域で、生活を楽しみ、生き活きと暮らすことができる環境は、かけがえのない財産です。誇りを持って、自分らしい生き方と暮らし方ができる市を創ります。

教育・生涯学習

●未来を担う人材の育成

- ◎国際化やIT化の進展に対応した教育内容の充実を図り、一人ひとりの個性を伸ばします。
- ◎この地域に生まれ、育つことに自信と誇りが持てる教育を行います。
- ◎幼稚園、保育園、小学校、中学校を連携し、教育ボランティアなどの活用により、地域で子どもを育みます。

●義務教育施設整備の推進

- ◎校舎やプールなど、義務教育施設の計画的な新增改築等を行い、学習環境の向上を図ります。

●学校給食共同調理場改修事業の推進

- ◎新市における学校給食のあり方を検討するとともに、地域内の学校給食を賄う共同調理場の整備を推進します。

●学校間ネットワーク整備による連携、学校間交流事業の推進

- ◎小中学校間を情報ネットワークで結び、双方向による授業や、様々な催し物など、学校間を結ぶ取り組みを進めます。

●新市を知る社会科副読本の作成

- ◎社会科副読本を作成し、子どもたちがふるさとを学び、愛する心を育てます。

●地域の特性を活かした生涯学習の推進

- ◎山梨大学等との連携により、市民の生涯学習への主体的な取り組みを支援します。
- ◎年齢や体力などに応じて、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進を図り、元気なまちを創ります。

●生涯学習や文化創造拠点の整備

- ◎子どもから高齢者までの各世代が、生涯にわたって自発的な学びの機会を持てるよう、拠点施設を整備します。
- ◎地域の歴史や文化を大切に継承する芸術文化の鑑賞機会や参加・発表機会の充実を図ります。





商工業

●多様な商業・サービス業の振興

- ◎大型店をはじめとして、新市全体の商業振興を促進します。
- ◎地域の商店街については、地元商工会と連携して、経営指導やまちづくりの視点からの取り組みを進め、地域コミュニティの核として振興を図ります。
- ◎ユニバーサルデザインの普及を促進し、地域に根ざした、人々が集い楽しめる商業空間づくりを支援します。

●地域の特性を活かした産業の集積・起業の促進

- ◎異業種企業間の交流や山梨大学との産学連携による産業の活性化を促進します。
- ◎魅力ある産業立地環境の充実・強化を図るため、情報通信基盤や交通基盤の整備を進めます。
- ◎産業、技術支援のための各種組織との連携強化を図り、既存産業の経営安定化を支援するとともに、新たな分野への企業の進出を促進します。

●地域通貨の導入

- ◎商店街の活性化や、地域の様々な課題に、市民が協力して向き合う活動を支え、地域の活力を引き出すため、地域通貨の導入を検討します。



農業・観光

県の中央部に位置する立地条件や、商工業集積の実績を活かし、新たな起業支援など力強い産業の振興をめざすとともに、地域の特性を活かした近代的な農業経営や都市・農村交流による高収益農業の展開を促進します。



●地域に根ざした農業の振興

- ◎土地利用計画を作成し、計画的な土地利用による農業の振興を図ります。
- ◎農畜産物のブランド化、高収益化、加工・直売の充実を図ります。
- ◎遊休農地を市民農園として活用するとともに、農業体験や農畜産物加工体験施設の整備を図ります。

●農業を支える体制づくりの促進

- ◎農業生産法人の設立を支援し、農業の担い手が安心して就農できる新しい農業形態の確立を促進します。
- ◎農業振興公社の業務を拡充し、新市の農業振興を推進する組織として活用します。



●新規就農団地・滞在型農業体験施設の整備

- ◎新規就農者の定住団地を整備するとともに、地域内に短期間滞在して農業体験ができる宿泊施設を整備し、都市部の市民の農業への関わり合いを広げるとともに、農業の起業環境の整備を進めます。

●農業振興地域整備計画、農業施設整備事業、地籍調査等の推進

- ◎土地利用計画を作成し、地域水田農業ビジョンを確立するなど計画的な土地利用による農業の振興を図ります。

●地産地消の推進

- ◎食の安心・安全を目指した取り組みを進め、地域で収穫した農畜産物、加工品を直接販売する施設の充実を図ります。
- ◎学校給食に地元産品を積極的に使い、市内の施設で地元産物を味わうことができる地産地消運動を推進します。

●道の駅「とよとみ」周辺の整備

- ◎道の駅「とよとみ」を拡充し、地域で収穫された特産品の販売スペースを確保するとともに、周辺を観光及び商業集積の拠点として整備します。

●観光基本計画の策定



多様化する住民の要望に的確に対応するため、総合的な施策の展開、専門職員の育成による行政能力の向上を進めます。

●市民主体の行政に徹した取り組みの推進

◎効率的で効果的な事業を行うための政策評価システムの導入と目標管理による業務の執行により、総合的な施策の展開を進め、市民の意見提出制度、情報公開制度などを活用し、市民主体の行政を進めます。

●女性委員の登用

◎各種行政委員等に女性を積極的に登用します。

●公共施設の管理運営の見直し

◎公共施設の運営について、民間企業やNPO(特定非営利活動法人)などの手法の導入を検討し、市民誰もが使いやすい体制を確立します。

●コンビニ収納の導入

◎コンビニエンスストアにおいて、市税を納められるよう検討を進めます。

●職員研修、職員交流の充実

◎職員研修を充実するとともに、他の機関等との職員交流を実施し、職員の資質向上に努めます。



新市づくりの施策体系図

新市の将来像の実現のため

①新市の連携の強化 ②新市を創造するプロジェクトの推進 ③身近なまちづくり施策・事業の展開
の3つの新市づくりの施策を実施していきます。

実り豊かな生活文化都市



①職員数の試算

3町村の職員数の合計と、類似団体の平均値を元にした試算値を比較すると、試算値の方が7人少なくなっています。

合併後直ちに行政の効率化が実現するわけではありませんので、住民サービスの低下を招かぬよう新市の定員適正化計画に基づき職員配置を行います。

単位:人

	一般行政	特別行政	公営企業	合計
試算値	209	79	26	314
3町村合計	215	80	26	321
差引	△6	△1	0	△7

②議員数の試算

3町村の議員数(減少条例定数)の合計は、44人です。

合併後の新市の法定定数は、定数特例を適用した場合は52人(+8人)、在任特例を適用した場合は44人(±0)、特例が適用されなくなると26人(-18人)となります。

単位:人

市町村名	法定定数	減少条例定数	任期
玉穂町	22	16	H19.10.15
田富町	22	16	H19. 4.29
豊富村	12	12	H19. 4.29
合計	56	44	
合併後の新市	26		

③人件費の試算

合併後の新市の人件費を平成14年度の3町村の決算額の合計を基礎として試算すると、合併により町村長等特別職や委員等が減少し、その後議員、職員数が減少する時点で約2.1億円減少することが見込まれます。

単位:千円

3町村のH14決算額合計	議員数・職員数減少後
2,033,711	1,822,420

④財政特例措置

◎「新市建設計画」に基づく事業には10か年度に限り140億円程度を限度として合併特例債を充てることができ、その元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

◎合併直後に必要となる臨時的経費に対して普通交付税が約3.2億円、特別交付税が約6.85億円、県の特例交付金が6億円交付されます。

◎普通交付税の額は、合併年度及びそれに続く10年間は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した3町村の額の合計額を下らない額が交付されます。さらに、11年度目以降の5か年度間についても段階的な通減措置が講じられます。

⑤合併後の財政規模

単位:百万円

歳入	年次	現計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	15年合計	
		地方税	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328	4,328
地方譲与税	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	2,160	
地方交付税	2,962	3,130	3,033	2,999	2,896	3,003	2,993	3,144	3,283	3,363	3,444	3,395	3,251	3,109	2,966	2,793	2,966	46,802	
小計	7,434	7,602	7,505	7,471	7,368	7,475	7,465	7,616	7,755	7,835	7,916	7,867	7,723	7,581	7,438	7,265	7,265	113,882	
その他	4,615	5,335	4,735	4,735	4,615	4,615	4,615	4,615	4,615	4,615	4,615	4,615	4,615	4,615	4,615	4,615	4,615	70,185	
地方債通常分	776	388	388	388	388	388	388	388	388	388	388	388	388	388	388	388	388	5,820	
地方債合併特例債		1,401	2,522	2,522	2,522	1,401	1,401	561	561	561	561							14,013	
合計(A)	12,825	14,726	15,150	15,116	14,893	13,879	13,869	13,180	13,319	13,399	13,480	12,870	12,726	12,584	12,441	12,268	12,268	203,900	
歳出	人件費	2,034	1,913	1,913	1,856	1,856	1,856	1,849	1,842	1,835	1,828	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822	27,680
	うち合併減分		121		57			7	7	7	7	6							212
	物件費	2,027	2,027	1,986	1,946	1,907	1,869	1,832	1,795	1,759	1,724	1,690	1,442	1,442	1,442	1,442	1,442	1,442	25,745
	うち合併減分			41	40	39	38	37	37	36	35	34							337
	その他	7,147	8,622	9,802	9,802	9,802	8,622	8,622	7,737	7,737	7,737	7,737	6,595	6,595	6,595	6,595	6,595	6,595	119,195
	公債費	1,219	1,303	1,133	1,139	1,053	1,176	1,281	1,483	1,616	1,626	1,766	1,844	1,906	1,969	2,031	2,031	2,031	23,357
	うち合併起債償還分		0	27	75	123	275	490	705	904	1,019	1,134	1,134	1,187	1,229	1,271	1,313	1,313	10,886
合計(B)	12,427	13,865	14,834	14,743	14,618	13,523	13,584	12,857	12,947	12,915	13,015	11,703	11,765	11,828	11,890	11,890	11,890	195,977	
差引(A)-(B)	398	861	316	373	275	356	285	323	372	484	465	1,167	961	756	551	378	378	7,923	



Q&A

新市の暮らしQ&A

合併協議会では、各町村で行っている事業や制度を比較し、仮に合併した場合、どのようになるべきかを検討し、調整方針として決定しました。その中で特にみなさんの生活に関わりがあるものをここにまとめました。

① 一般編

Q 市の名前はどのようなのか

A 市の名前は、新市名称の募集を実施して協議会において決定します。

Q 字名は変わるのか

A 大字については、現在の町村名(玉穂町、田富町、豊富村)は付けずに、「〇〇市成島〇〇番地」「〇〇市白井阿原〇〇番地」「〇〇市大鳥居〇〇番地」などとなります。

Q 市役所の位置は

A 新市では、既存の庁舎の有効利用を考慮しながら、行政組織や業務内容等を踏まえ、住民サービスの低下につながらないように慎重に検討し、協議会において決定します。

Q 議会議員の定数や任期は

A 議会の議員は、合併後1年以内引き続き新市の議会の議員として在任します。

Q 農業委員会委員は

A 選挙による委員は、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任します。

Q 行政区・自治会はどのようなのか

A 行政区・自治会については、現在の地区を残した上で、それぞれの実績、意見を尊重しつつ、新市と現在の行政区との間に、中間的な連絡組織を設けます。

Q 税金はどのようなのか

A 個人市民税、固定資産税は今までどおり標準税率です。軽自動車税は、今までどおりの税額です。ただし、スピード・スプレアーについては、豊富村の例によります。法人市民税法人税割は今までどおり12.3%です。都市計画税は、新市において検討します。個人市民税及び固定資産税に係わる納期前納付報奨金は、限度額(上限)が設けられます。

Q 広域消防や救急は

A 当面今までどおり、玉穂町、田富町は甲府地区広域行政事務組合に、豊富村は東八代広域行政事務組合に加入します。

Q 消防団は

A 消防団は合併時に統合され、〇〇市消防団となり、現在の3町村の消防団は分団となります。(例:〇〇市消防団玉穂分団、田富分団、豊富分団となります。)消防車両・消防施設については、新市に引き継ぎます。

Q ごみや資源物の収集はどのようなのか

A ごみの出し方や、収集方法は当面今までどおりとし、新市において検討します。

Q 上水道(簡易水道)は

A 上水道は今までどおりです。玉穂地域は甲府から給水、田富地域は田富の水道、豊富地域は簡易水道を使用します。また、水源や施設、料金の差は、新市において長期的な展望を踏まえ、慎重に検討します。

Q 下水道(公共下水道・農業集落排水)は

A 受益者負担金、使用料も含めて今までどおりです。

Q いろいろな団体はどのようなのか

A それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方を考慮し、新市において一体化に向けて調整します。

Q 町民保養所は

A 静岡県相良町・御前崎市の両観光協会と提携している海の家への宿泊助成は、田富町の例により1人1泊3000円とします。

Q お祭りはどのようなのか

A 引き続き実施します。日程、内容は開催時期が近いお祭りはバランスよく開催時期を定めます。

Q 住民票・印鑑証明等自動交付機は

A もっとも利用時間の長い田富町の例により年末年始を除き、平日・土曜日・日曜日・祝日とも午前8時から午後8時までとします。なお、豊富村についても自動交付機を設置の方向で検討します。

Q 友好都市・姉妹都市は

A 中国四川省都江堰市との交流を今までどおり継続します。

Q 公営温泉施設は

A 温泉の管理運営については、住民サービスの向上を基本として新市において検討します。

Q 公有財産などは

A 公有財産、基金及び起債は、すべて新市に引き継ぎます。

② 子育て編

Q 保育園はどのようなのか

A 保育園の運営は今までどおりです。公立、私立の保育園がありますので運営方法は新市において検討します。保育時間は現行のまま新市に引き継ぎ、各園の特色を活かし調整します。延長保育も引き続き実施します。保育料は、合併年度はそれぞれの町村の基準例どおりです。翌年度は、国の基準を勘案しながら、負担公平性の観点から、所得の階層区分や年齢区分を見直し統一します。

Q 児童手当関係は

A 国の制度による児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当は相違がありませんので、今までどおりです。

Q 児童館はどのようなのか

A 現在ある施設をそのまま使用します。放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ運営)は、新市において利用者の利便性を考慮して検討します。

Q 幼稚園就園奨励費補助金は

A 保護者のみなさんの負担軽減を図るため、サービスが一番高い田富町の例に統一します。

Q 乳幼児医療費助成金は

A 今までどおりです。国保加入者の窓口無料化については、医療機関の協力を得て新市において実現に向けて検討します。

Q チャイルドシートは

A 貸出制度に統一し新市においても実施します。

③教育編

Q 通学区域(小・中学校)はどのようなもの

A 当面今までどおりです。新市において住民のみなさんの意向を十分踏まえ、長期的に地域性を見ながら学区の再編を検討します。

Q 学校給食は

A 調理場施設や調理方法は今までどおりですが、単独調理場については新市においてセンター方式への変更を踏まえ検討します。給食費は翌年度に統一し、口座振替とします。

Q 学校教育はどのようなもの

A 玉穂町で配置している教育指導員、情報(IT関連)指導員、特殊教育指導員については、他の学校でも必要に応じて配置し、学校教育の充実を図ります。

Q 文化財は

A 指定文化財は、現行のまま新市に引き継ぎます。

Q 社会教育施設は

A 社会教育施設(公民館・図書館・郷土資料館)は、現在あるものをそのまま活用します。図書館は、貸出冊数などに差があるものは、サービスの高い基準に統一します。

Q 体育施設は

A 体育館・プール・運動公園などのスポーツ施設や小中学校グラウンドの貸出条件や使用料は、今までどおりです。

Q 学校施設は

A 学校建設や改修は、町村の計画により現在進行中のものを除き、新市において新たに計画を策定し実施します。

また、学校開放は学校教育に支障がなく、児童生徒の安全確保を考慮し新市において検討し統一します。

Q 成人式は

A 新市において新成人の意向を把握し尊重した上で、成人式のあり方を検討し、内容・開催方法を決定します。



④福祉編

Q 国民健康保険はどのようなもの

A 税率については、合併年度は今までどおりとして、翌年度に統一します。納期は毎月、納付書は年3回発行します。

Q 介護保険はどのようなもの

A 介護保険料については、平成17年度は不均一賦課とします。平成18年度以降は、新市の介護保険事業計画に基づき統一します。

Q 敬老祝金は

A 敬老祝金については、新市において調整し統一して支給します。

Q 各種検診の個人負担金は

A 基本検診・人間ドックなどの対象者や個人負担金は、国の費用徴収基準や、それぞれの町村の個人負担を勘案して新市において統一します。

Q ひとりおや家庭・重度心身障害者医療費助成金は

A 国や県で定める制度については、現行の実施方法を基準に調整し、新市において実施します。

Q 障害者関係手当や支援費は

A 国や県で定める制度については、現行の実施方法を基準に調整し、新市において実施します。また、各町村で独自に実施している事業については、重複するサービス等整理統合の上、住民サービスの低下を招かぬよう新市において統一します。

その他

Q なぜ3町村で合併を検討しているのですか

A 国の三位一体改革により、地方に対する補助金、交付金が縮小されることとなりました。これにより自治体では独自で、行財政改革を進めなければなりません。ただし今の一つの自治体では、現在の住民サービスを保つことが困難な状況です。現在のサービス水準を保ちながら、新たなサービスを展開し、少子高齢化社会を乗り越える体制づくりを進める必要があります。このため玉穂町、田富町及び豊富村の3町村での合併により、市制を施行し、行財政基盤を強化していく必要があります。

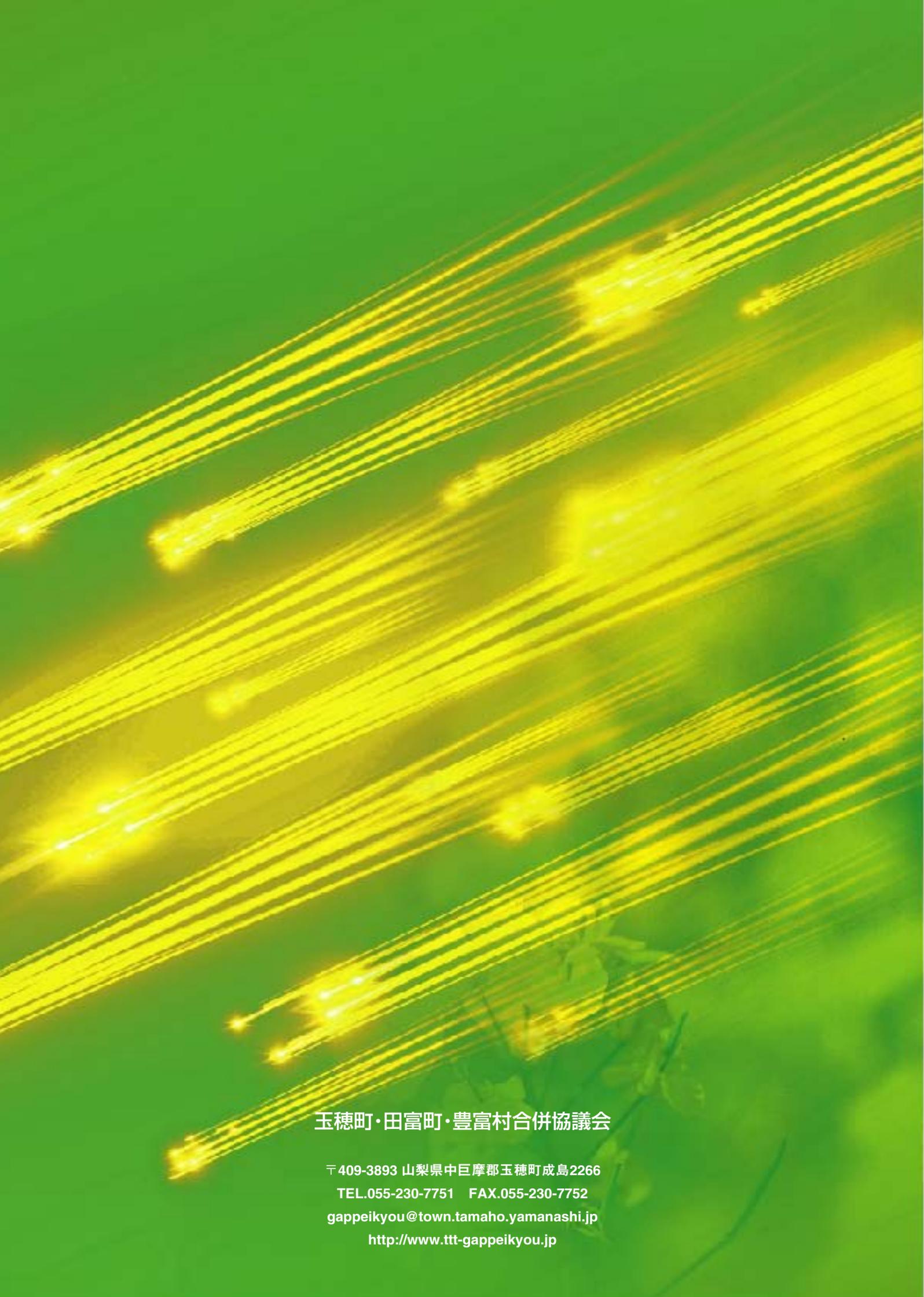
また、合併することにより、都市と自然が共生する地域となります。恵まれた自然環境の中、豊かで健全な心身を育てることができる地域であること

※このQ&Aは、各小委員会で協定項目について審議して頂いた結果の調整方針を抜粋したものです。

【今後のスケジュール】

平成17年3月31日までに、3町村の議会の議決を経て、山梨県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併(新市誕生)





玉穂町・田富町・豊富村合併協議会

〒409-3893 山梨県中巨摩郡玉穂町成島2266

TEL.055-230-7751 FAX.055-230-7752

gappeikyou@town.tamaho.yamanashi.jp

<http://www.ttt-gappeikyou.jp>